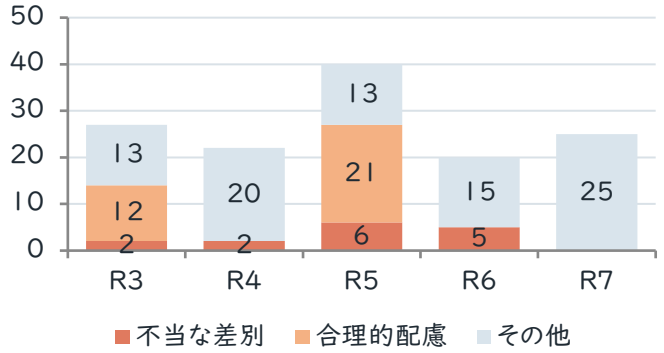
資料4－1

障がい者差別解消相談事業の実施状況について

①障がい者差別解消相談事業の概要

障害者差別解消法第14条に基づく相談及び紛争の防止等のため、障がい者やその家族等からの相談に的確に対応する体制を整備し、障がい者差別の解消を効果的に推進することを目的として、一般財団法人青森県身体障害者福祉協会への委託により実施している。

②相談実績



年度	R3	R4	R5	R6	R7
相談件数(延数)	27	22	40	20	25
不当な差別	2	2	6	5	0
合理的配慮	12	0	21	0	0
その他	13	20	13	15	25

「その他」は、人権・就労・医療・福祉サービス・家族問題など、差別相談に当たらない相談者の主張等。

R7障がい別

障がい	件数	%
精神	11	44
知的	9	36
その他	4	16
身体	1	4
計	25	100

R7相談者別

相談者	件数	%
本人	12	48
家族親族	9	36
近隣・知人	1	4
その他	3	12
計	25	100

R7方法別

方法	件数	%
電話	20	80
メール	5	20
FAX・来所	0	0
計	25	100

③今後の取組

●窓口の周知をさらに進める

新条例周知のリーフレットへの掲載等により、窓口の周知をさらに進める。

●ろう者への対応を検討する

青森県ろうあ協会からご意見をいただいたことを踏まえ、下記の対応を行う。

・電話以外の受付手段の周知

メール・FAXの案内を充実させる。

・手話リンクの導入

県庁で開始済みであり、差別解消相談窓口においても次年度までの導入を目指す。